

米子市議会会派の結成等に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、米子市議会基本条例（平成26年米子市条例第 号）第4条第1項の会派（以下「会派」という。）の結成等に関し必要な事項を定めるものとする。

（会派の構成）

第2条 会派は、議員2人以上をもって構成するものとする。

2 議員は、2以上の会派に同時に所属することはできない。

（届出）

第3条 会派の代表者は、次の各号に掲げる場合は、議長に対し、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

(1) 会派を結成したとき。 会派結成届出書（別記様式第1号）

(2) 前号の届出書により届け出た事項に異動があったとき。 会派異動届出書（別記様式第2号）

(3) 会派を解散したとき。 会派解散届出書（別記様式第3号）

2 前項の場合において、議長が選出されていない場合における届出書の提出は副議長に対し、議長及び副議長が共に選出されていない場合における届出書の提出は議会事務局長に対し、それぞれ行うものとする。

（呼称の使用）

第4条 会派に属さない議員は、議会活動においてその政治理念を表現するものとしての呼称を使用しようとするときは、あらかじめ、議長に対し、別記様式第4号に規定する届出書を提出しなければならない。当該呼称を変更する場合又は当該呼称の使用を取りやめる場合も、同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

（規定外事項）

第5条 この規程に定めるもののほか、会派の結成等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、米子市議会基本条例の施行の日から施行する。

米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正（案）

【改正前】

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項の規定に基づき、米子市議会の議員（以下単に「議員」という。）により結成された会派（当該会派に所属する議員が1人であるものを含む。以下単に「会派」という。）に対し、その調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として米子市議会政務活動費（以下「政務活動費」という。）を交付するものとし、同項及び同条第15項の規定により当該交付並びに当該交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出に関し必要な事項のほか、政務活動費の使途の透明性の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

【改正後】（改正前・下線部分について）

会派（米子市議会基本条例（平成26年米子市条例第 号）第4条第1項の会派をいう。以下同じ。）又は議員（会派に所属する者を除く。）

会派の所属議員数による「会派の結成等に関する規程」と「政務活動費の交付に関する条例」の比較表

所属議員	会派の結成等に関する規程			政務活動費の交付に関する条例
	区分	届出	表記方法	政務活動費交付対象
2人以上	会派	会派結成届出書	会派名 ●●●● 議員名 ●●●●	会派
1人	政治理念を表現するものとしての呼称を使用する場合	呼称使用届出書	呼称名 ●●●● 議員名 ●●●●	議員
	上記以外	届出なし	無所属 議員名 ●●●●	議員